

「とっとり防災フェスタ2025」キッチンカー出店者募集要項

「とっとり防災フェスタ2025」キッチンカー出店者の募集を行います。
申込みに当たっては、次の事項を承知の上で書類を提出してください。

1 目的

とっとり防災フェスタ2025（以下「フェスタ」という。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）の出店によりフェスタ来場者へ飲食の提供を行うことで、来場者へのサービスと満足度の向上を図ることを目的とします。

（フェスタ概要）

平成20年から県内各地で開催している県民参加型の防災イベントです。警察、消防、自衛隊等による防災訓練や、はたらく車両の展示、企業・団体の体験ブース、PRブースなど、県民の皆様の防災意識向上に繋がる催しを多数用意しています。今回は、ウインズ米子での開催を予定しており、競馬ファンのご来場も見込まれます。

2 募集内容

（1）出店日

令和7年9月20日（土）

（2）入庫および準備時間

午前7時00分から午前8時00分の間（入庫）

午前8時00分から午前10時00分の間（準備）

（3）営業時間

午前10時00分～午後3時00分まで（販売時間）

※営業時間中は可能な限り営業を行ってください。（品切れの場合を除く。）

（4）退車時間

午後3時30分を目安に撤収となります。

（5）出店場所

ウインズ米子（鳥取県米子市大崎 3602-3）

※具体的な出店場所は鳥取県（以下「県」という。）が指定するものとする。

（6）募集店舗数

最大10店舗程度

（7）出店料

無料

3 出店条件

- ①鳥取県内にて自動車において飲食物を提供する営業に必要な食品衛生法の営業許可を有する者
- ②出店日には、食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者を配置すること
- ③食品賠償責任保険（PL保険等）に加入している者
- ④食中毒等の発生を防ぐため、適切に衛生管理及び加工（調理等）が行える者
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）
又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員等と密接な関係を有していない者
- ⑥鳥取県産食材（一部でも可）を使った販売品を提供している者

4 販売可能物品について

酒類を除く飲食物で、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

※モクテル（ノンアルコールカクテルを指します）等のカクテルドリンクはノンアルコールドリンクであることを明示すること

5 申込みについて

（１）受付期限

令和7年6月6日（金）から令和7年6月30日（月）午後5時まで

（２）提出書類

下記の書類を準備し、持参または電子メールにてご提出ください。

- ・出店申込書（様式1）
- ・食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- ・車検証の写し
- ・出店車両と販売品目の写真やチラシ等
（販売車の開店状態、ナンバープレートが確認できるもの、飲食物の写真）
※写真画像に、開店時の最大車幅・最大長さ・最大高さをご記入ください。
※車両や飲食物の写真は、店舗紹介の際に使用させていただく予定です。

（３）提出先・問合せ先等

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271

鳥取県危機管理部危機管理政策課 川人・永美

TEL：0857-26-7894・7083

Email：kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

※メールにてご提出いただく場合、件名を「（企業・団体名等）とっとり防災フェスタ2025キッチンカー出店申込み」としてください。

6 出店の可否について

令和7年7月7日（月）までに出店の可否についてご連絡します。

※出店希望者が多数いる場合又は出店希望品目に偏りが発生した場合は、出店の可否につきまして、販売品目の多様化の観点等を考慮し、県で決定させていただきます。

7 注意事項

- ①電気設備、水道設備、排水設備は出店者各自で用意すること。
- ②食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- ③車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払うこと。特に退出時は係員の指示に従い退出すること。
- ④音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- ⑤ゴミや排水は必ず持ち帰ること。
- ⑥出店時間終了後は原状回復すること。
- ⑦荒天等により出店を取りやめる場合などは、事前に県へ連絡すること。
- ⑧自然災害、危機事象の発生時など、県が事前に定める中止基準に基づき、県の判断によりフェスタを中止する場合があるので、承諾すること。
また、フェスタが中止となった場合、一切の賠償には応じない。
- ⑨出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- ⑩防災に関する出展企画として、炊き出し等の試食が無償で行われる場合がある。